



「どうして“きまり”があるんだろう？」 ～図書館のきまりで考えよう！～

道徳 学級 社会 総合（キャリア）

- (1) ねらい
- ① 子どもに身近なテーマで、法律の条文に触れる。
 - ② 法やきまりには、必ず目的・理由があることを知る。
 - ③ 法やきまりには書いていない事柄についても、法やきまりの目的・理由が何かを考え、そこから適切な結論を導き出す「法的な考え方」を身につける。
 - ④ 法やきまりが自分の権利や自由を守っていることに気付くことで、自発的な規範意識をもつとともに、他者の権利や自由を尊重する心を学ぶ。

- (2) 対象
- ・小学校4年生～中学生
 - ・地域・保護者の方へのご案内もお願い致します。
 - ・学校公開日などで、地域・保護者の方も一緒に参加されると有効です。

- (3) 講師 東京都行政書士会 会員行政書士



- (4) 形式
- ・所要時間 1単位（土曜授業可）
 - ・クラス単位で教室等にて実施します。
 - ・複数クラス、学年単位などご相談ください。

- (5) 内容
- ・誰もが自由に無料で図書館を利用できるのはなぜ？
⇒図書館法に定められているから（法律に触れる）。
 - ・図書館でゲームをしてもよい？よくない？それはなぜ？
⇒きまりに書いていない事柄について考えてみる（グループワーク）。
 - ・図書館とはどんな場所なのかな？
⇒図書館法の目的から考える（法に目的があることを知る）。
 - ・法やきまりがあるのは何のため？
⇒法やきまりが自分の権利を守っていることに気付く。
- ※ グループワークや発表の時間を設け、子どもたちが主体的に関われるような授業構成を工夫しています。
- ※ 子どもの発達段階、学校の要望によって、他のテーマ（契約、著作権、自転車など）での授業も承ります。



- (6) 費用 「無料」
- ・東京都行政書士会の事業のため費用はかかりません。
 - ・事後に、児童・生徒から「感想文」を送っていただきますようお願いいたします。

- (7) 申込み
- ・**出前授業申込書** 実施日2ヶ月位前まで ⇒ 学校支援ネットワーク本部へ送付
講師の方には、当本部から連絡を取らせていただきます。
詳細は、講師の方と学校担当者で打ち合わせてください。
連絡先・東京都行政書士会 墨田支部 電話 03-5600-9106